

チェーン用スタッドの材料に関する事項

改正規則等

鋼船規則 L 編
鋼船規則検査要領 B 編及び L 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

チェーン用スタッドの材料に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 L3.1.3 にチェーンのスタッドに用いる材料について規定しているが、スタッドをリンクと溶接する場合にあつては、当該材料の溶接性が問題となるため、炭素含有量を制限する必要がある。

今般、海洋構造物チェーンのスタッドに対する要件を参考に、スタッド材の炭素含有量を制限する旨規定する。また、スタッドについては、従来から製造方法の承認や機械的試験を実施しておらず、これまでの実績においても特に問題が生じていないことから、製造方法の承認等が必要でない旨を明記した。併せて、チェーン部品の名称を ISO1704 及び JIS F3303 の改正案に整合させるよう改めた。

改正内容

- (1) チェーン用スタッド材料について、原則として炭素含有量を 0.25%未満のものとする旨を規定した。
- (2) チェーン用スタッド材の製造については、製造方法の承認を必要としない旨を明記するとともに、材料に関する要件自体を海洋構造物用チェーンに整合させるよう改めた。
- (3) チェーン用スタッド材について、機械試験の実施を必要としない旨を明記した。
- (4) チェーンのアンカー側端部の部材名称を ISO1704 及び JIS F3303 の改正案に整合させ、「アンカーシャックル」から「エンドシャックル」に改めた。